

# 第三次 串間市教育大綱

(令和 8 年度～令和 12 年度)



令和 8 年 3 月

宮崎県

串間市



# 第1章 教育大綱策定に当たって

## 1 策定に係る背景と経緯

平成27年4月『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）が改正されて、地方公共団体の長は、『教育基本法』（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針である『教育振興基本計画』を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。（法第1条の3第1項）

また、法第1条の4第1項において、教育大綱の策定や教育条件の整備等、重点事項の施策等に関して協議・調整を行うための「総合教育会議」を設置することとされました。

以上の法改正に伴い、串間市では、平成27年度に「串間市総合教育会議」を設置して、市長と市教育委員会による協議・調整を行い、平成28年3月、『串間市教育大綱』を策定しました。

その後、国は今後の社会を展望した『第4期教育振興基本計画』を令和5年6月に策定。宮崎県もその動きに併せて県政運営の基本指針である宮崎県総合計画2023を策定しました。また、県教育委員会では、これまでの取組を踏まえながら教育施策のさらなる充実を図るために、『宮崎県教育振興基本計画』を新たに策定し、本県教育の基本的な方向性と具体的施策を示したところです。

このような背景の中、串間市では令和12年度までのまちづくりの方向性を示す指針である『第六次串間市長期総合計画基本構想』をもとに、新たな時代の本市の教育、学術及び文化の振興に関する計画となる『第三次串間市教育大綱』（以下「市教育大綱」という）を策定することとしました。

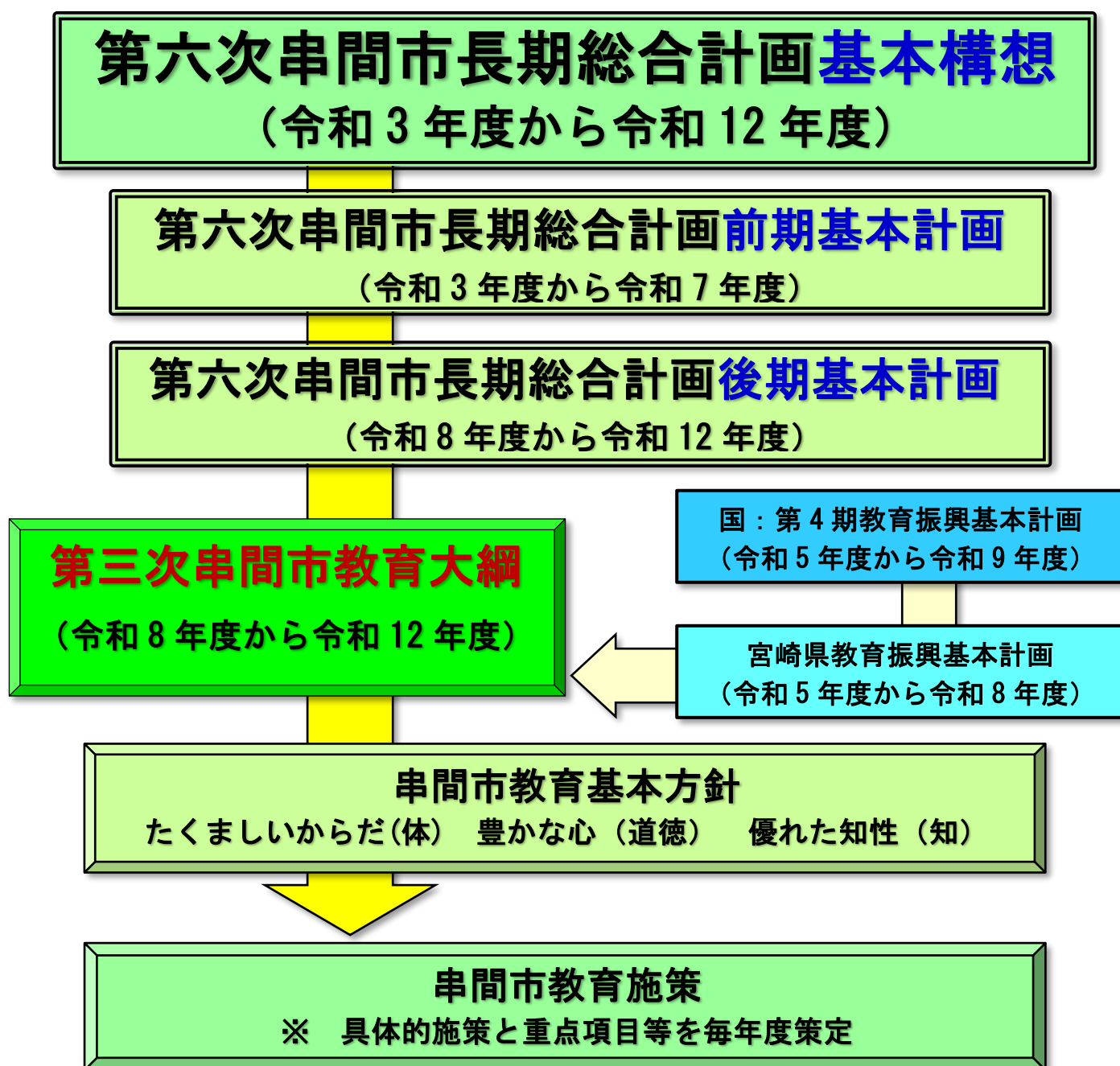
## 2 教育大綱の期間

市教育大綱は、『第六次串間市長期総合計画基本構想』の令和3年度から令和12年度までの10年間を見据えつつ、前期・後期の各5年ずつで計画されている「基本計画」にのっとり、後期基本計画期間である令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 3 教育大綱の性格と位置付け

市教育大綱は、『第六次串間市長期総合計画』〔以下「市総合計画」という〕を踏まえ、串間市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進するための基本的な指針を定めるために策定するものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、市総合計画に掲げた教育・文化分野の基本目標及びそれらを実現するための基本理念や基本計画を示すものです。

なお、市教育大綱に基づく具体的な施策については、市教育委員会が『串間市教育基本方針』を基盤として毎年策定する『市教育施策』により示すこととします。



## 第2章 教育大綱の基本理念

市総合計画では、串間市の将来像の基本理念を「豊かな自然と共存し みんなで創り育てる  
多様性と持続性のまち くしま」として、

3つの柱

柱1 市民がともに考え 選び 創る協働と共生のまちの創造

柱2 人を呼び 魅了し 自慢したくなるまちの創造

柱3 豊かな自然と共存し 持続する環境未来都市の創造

を掲げ、目指すべき将来像に向けた6つのキーワード「挑戦」「多様性」「連携」「地域共生」「持続性」「創造性」により、くしまスタイルのまちづくりを推進していくこととなっています。

以上、市総合計画の基本理念の実現に向けて、3つの柱を基盤として、串間市の将来像を実現するための基本目標と施策を設定し、「教育・文化の力」を存分に発揮して、小中高のより一層の連携・一貫した学校教育の充実と、全世代がいつでも、どこでも自己実現に向けて学ぶことのできる多様性と持続性のあるまち くしまの創造に努めていきます。

### 基本目標

まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま

### 施策

施策1 学校教育の充実

施策2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立

施策3 青少年の健全育成

施策4 地域文化の継承・創造

# 第3章 串間市教育大綱の施策

## 施策1 学校教育の充実

### (1) 小中高一貫教育の充実

- 「地域貢献のための人材育成」と「学力向上」を目的として、12年間を見通した系統的・発展的な学習活動を展開する教育体制づくりを進めます。
- 県内唯一の連携型中高一貫教育校を地方創生の核と位置付け、その魅力づくりと取組の充実に向けた支援を積極的に行い、学校教育の立場から地方創生に貢献していきます。

### (2) ICT教育の充実

- 一人一台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、デジタル人材の育成に向けた教育を推進します。
- ICT教育の充実を図るための授業改善研修会等を実施し、効果的な活用方法を共有し、児童生徒の学力向上に努めていきます。

### (3) 学力向上に資する教職員の授業力・資質向上

- 県教育委員会の教職員研修の活用とともに、市教育委員会による定期授業参観や授業改善研修会等での指導助言等を通して、教職員の授業力向上に努めていきます。
- 全国学力・学習状況調査や串間市学力調査の実施・分析を通して、主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点を明確にして、教職員の授業力向上に努めていきます。

### (4) 児童生徒の安全の確保

- 関係機関と連携した通学路や危険箇所の点検を定期的を実施するとともに、声かけ事案等発生時の適切な対応、見守り活動等を積極的に進めていきます。
- 児童生徒が自らの命を守り、安全に行動できる力を育成するために、安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携した防災教育を推進します。

### (5) 学校教育施設・設備の点検・整備・充実

- 各学校の耐震に係る継続的な点検・整備の実施を進めていくとともに、今後10年間の学校施設等の長寿命化計画にのっとり、適切な学校施設整備を進めていきます。

## (6) 特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育を推進し、多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の充実を図ります。
- 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性を高めるとともに、多様なニーズに対応した校内支援体制の充実を図ることを通して、全ての児童生徒にとって安心・安全な学びの場を構築していきます。

## (7) 児童生徒の心のケアの推進

- いじめや不登校等の課題に対して、学校との連携を密に図っていくとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の即時派遣、市青少年育成市民会議や各地区青少年育成協議会、関係機関と情報を共有して、児童生徒や家庭に寄り添った支援を進めていきます。
- 適応指導教室や校内教育支援センター等を活用し、不登校の児童生徒への多様な学びの場を確保します。

## (8) 児童生徒の体力向上の推進

- 各学校のスクールスポーツプランの実施及び検証を確実に行うとともに、成果のある学校の指導方法の共有を図り、体力テスト等で全国平均を上回る体力の育成に努めていきます。
- 栄養教諭等による体力の基盤となる食の教育を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着やむし歯治療率等の向上を目指して家庭での具体的な取組の周知を行う等、連携を積極的に推進していきます。

## **施策 2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立**

### **(1) 生涯学習を推進するための施設整備・充実**

- 「生涯学習・文化ゾーン」である市中央公民館、文化会館、図書館を中心に、生涯学習・社会教育活動の拠点としての機能を維持しながら、魅力ある施設づくりと有効活用に努めていきます。

### **(2) 市民ニーズに対応した生涯学習プログラムの立案・提供**

- 生涯各期に応じた学びのニーズを把握し、公民館講座や活動を主として、体系的に「出前講座」「家庭教育学級」「成人向け講座」等の生涯学習プログラムを立案し、市の広報紙や公式サイト等で情報の提供に努めていきます。

### **(3) 指導者の育成と各種団体等の積極的な活動支援**

- 生涯学習専門指導員をはじめとして、各世代の学びのニーズに対応する指導者やボランティアの確保と育成に努めるとともに、各種生涯学習・社会教育団体等の活動において、適切な支援・補助等を行い、自主的・主体的な活動体制の構築を進めていきます。

### **(4) 図書館運営・サービス等の充実**

- 乳幼児から高齢者まで、生涯に渡る自主的な学びの拠点として、利用者のニーズに対応した蔵書と快適な学習環境の整備に努めるとともに、各種イベント等の開催や学校と連携した図書館教育の推進や支援等、サービス提供に努めていきます。

### **(5) 学習成果の積極的な活用**

- 市民の自主的な学びの成果をまちづくり、人づくり、文化・経済の活性化のために積極的な活用を図るため、「生涯学習フェスティバル」や「美術展」等の機会を提供するとともに、県立美術館等関係機関との連携を進めていきます。

### **(6) スポーツ施設の整備充実と有効的な活用**

- 市民や各種スポーツ団体等のニーズに対応し、市総合体育館・総合運動公園等の各種施設の整備充実を計画的に進めていきます。
- 指定管理者制度による柔軟な施設管理・運営を行い、利便性の向上と施設の有効活用に努めていきます。

## (7) 多種多様なスポーツの普及促進

- スポーツに関する広報・啓発活動を推進し、市民のスポーツへの関心を高め、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツやニュースポーツ等の多種多様なスポーツの普及に努めていきます。
- スポーツと健康づくりの一体化の視点から、市スポーツ推進委員協議会や各種スポーツ団体、健康づくり団体等との連携を密に図りながら、スポーツを通じた健康づくりの実践に努めていきます。

## (8) スポーツ団体、指導者等の育成

- 市スポーツ協会と連携を図りながら、各種スポーツ団体・クラブ等の育成や支援に努めるとともに、補助金を活用して、指導者や競技人口等の拡大・育成を図りながら、市民の自主的なスポーツ活動の活性化を進めていきます。
- 市民の誰もが主体的に参加することのできるスポーツの場として、総合型地域スポーツクラブの支援・連携に努めていきます。また、市スポーツ協会加盟員数を伸ばすために、未加盟団体への働きかけや競技人口の増加につながるスポーツ教室等の実施に努めていきます。

## **施策 3 青少年の健全育成**

### **(1) 青少年育成の環境整備**

- 市青少年育成市民会議や各地区青少年育成協議会、関係機関と連携を密に図り、有害図書や広告の排除、街頭指導等を積極的に実施するとともに、保護者や児童生徒に、インターネット、スマートフォン等の適切な活用を啓発する等、地域が一体となって望ましい育成環境の整備に努めていきます。
- 警察署やスクールサポーター、その他の関係機関との連携を図り、青少年の問題行動の早期発見と対応・解決に努めていきます。

### **(2) 青少年のまちづくりへの参画促進**

- 市青少年育成市民会議主催「青少年の声を聞く会」の実施、地域清掃等のボランティア活動機会の情報提供、学校と連携した伝統芸能等の継承活動の重要性を理解する授業の実施等、青少年が主体的・自主的にまちづくりに関わっていかうとする意識を涵養する機会の設定・情報発信に努めていきます。

### **(3) 青少年の主体的・自主的活動につながる支援**

- 各種青少年団体やグループ活動への支援を積極的に推進し、青少年の主体的・自主的な活動への参加意欲の促進に努めていきます。
- 放課後や週末における体験活動、ボランティア活動、世代間交流活動や地域間の交流活動等、多面的・多角的な体験活動の機会を創出し、支援することに努めていきます。

## **施策 4 地域文化の継承・創造**

### **(1) 芸術・文化団体、指導者の育成**

- 各種芸術・文化団体の支援・育成に努めるとともに、指導者やボランティアの確保・育成を図り、市民の芸術・文化活動の活性化を進めていきます。

### **(2) 文化行事等の充実**

- 地域の特色を生かして、文化祭や講演会、美術展等の魅力ある文化行事等を企画・運営し、市民が多様な芸術・文化に触れる機会と成果発表の場を創出していきます。また、そのような文化行事を推進・支援していくことで、地域活性化につなげていきます。

### **(3) 文化財の保存**

- 指定文化財の適正な保護に努めるとともに、他の文化財や埋蔵文化財の計画的な調査を推進していきます。
- 民俗芸能等の無形文化財について保存団体の支援・育成に努めるとともに、その披露の機会を創出することで、保存団体の活動機運の醸成に努めます。

### **(4) 文化財の活用**

- 市民の地域文化への理解を深めるために、文化財に係る啓発活動や講座の実施、展示会等を通して文化財に触れる機会の企画等に努めていきます。
- 学校教育や市民文化活動等で旧吉松家住宅等の文化財の活用、市内外への情報発信と交流活動等の企画を通じた文化財の効果的な公開活用と価値啓発について検討を進めていきます。

